

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年3月2日

横浜市契約事務受任者  
南区長 松山 弘子

1 契約の概要

横浜市南区総合庁舎4階窓ガラス緊急修繕

2 履行(納品)場所

横浜市南区浦舟町2-33

3 契約日

令和3年1月7日

4 履行日又は履行期間

令和3年1月7日

5 契約金額

¥110,000- (うち消費税及び地方消費税相当額 ¥10,000-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区戸部町2-44

志田硝子建材株式会社

代表取締役 志田 隆一

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

窓の下は、歩道で人が通行するため、割れてサッシに残ったガラスがさらに飛散し、通行人等への身体に被害を及ぼす恐れがあったことから、早急に撤去する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の有資格者名簿に登録されており、早急な対応ができる事業者であるため。

9 所管課

南区総務部総務課